

保護者各位

震災による 割引制度の追加について

まずは今回の令和 8 年熊本地震により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。

熊本ゼミナールでは、今回の令和 8 年熊本地震で被災された方を対象に新たに以下の割引制度を設けました。詳細は、以下の通りです。

名 称…被災者特別割引
割 引 の 対 象…令和 8 年 9 月分～令和 9 年 2 月分月謝と冬期講習の授業料
*2 学期日曜特訓、定期テスト対策等の特別講座の授業料、及び模試代・教材費は割引の対象外となります。

対象者と割引率…今回の地震により 塾生の保護者所有の自宅（賃貸物件は除きます） が、市町村が発行する罹災証明書において以下の判定を受けた場合

罹災証明書	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊
割引率	80%割引	50%割引		25%割引	10%割引

*一部損壊を対象とする割引はございません。また、他の割引との重複はできません。

期 間…令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月（現中学 3 年生のみ 3 月分月謝まで対象）
申 込…当塾指定の割引申請書に市町村が発行する罹災証明書のコピーを添えてご提出ください。

なお、ご入金後（口座振替を含む）に罹災証明書が発行された場合は、令和 8 年 9 月分月謝まで遡って割引をいたします。

また、上記割引の対象の方で、塾で使用するテキストや文房具を紛失された場合は、各校舎までお申し出ください。テキスト・シャープペンシル・消しゴム・ボールペン（黒・赤・青）を無償で提供いたします。（文房具の一部には、学校法人や他社のご厚意により応援物資としていただいたものも含まれております。このため、企業名（または学校名）が印字されたものもあります点、ご了承ください。）

熊本ゼミナール株式会社